

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第 83 号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、基金の金額を引き上げるとともに、基金を処分することとしました。

- 1 寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下奨学基金	23,000,000円	24,000,000円
京栄水道奨学基金	10,000,000円	11,000,000円

- 2 公益社奨学基金、唐木奨学基金、山岸奨学基金、辻奨学基金、伴奨学基金及び中井奨学基金を処分します。

上記1の改正は平成21年3月31日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 83 号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

公益社奨学基金
---------

」を

削り、「23,000,000」を「24,000,000」に、

「

京栄水道奨学基金
----------

」を

「

京栄水道奨学基金
----------

」に

改め、

「

唐木奨学基金
山岸奨学基金
辻奨学基金

」

1,000,000
500,000
1,000,000

」  
及

び

「

伴奨学基金
-------

」

1,000,000
-----------

」を

削り、

福谷奨学基金	1,200,000	を
中井奨学基金	1,000,000	

福谷奨学基金	1,200,000	に
--------	-----------	---

改める。

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、山下奨学基金に関する部分及び京栄水道奨学基金に関する部分は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)